

第38回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年12月17日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月17日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 61号議案 | 宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 66号議案 | 平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について |
| | 第 67号議案 | 市道路線の認定について |
| 日程第 3 | 第 68号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号） |
| | 第 69号議案 | 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 70号議案 | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 4 | 第 71号議案 | 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更について |
| 日程第 5 | 第 72号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 6 | 第 73号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 第 74号議案 | 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 第 61号議案 | 宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 66号議案 | 平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について |
| | 第 67号議案 | 市道路線の認定について |
| 日程第 3 | 第 68号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号） |

	第 69号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 70号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	第 71号議案	波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）原浄水場外請負契約の変更について
日程第 5	第 72号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 6	第 73号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
日程第 7	第 74号議案	平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番	岸 本 義 明 議員	2 番	寄 川 靖 宏 議員
3 番	高 山 政 信 議員	4 番	秋 田 裕 三 議員
5 番	西 本 諭 議員	6 番	岡 崎 久 和 議員
7 番	東 豊 俊 議員	8 番	福 嶋 齊 議員
9 番	大 倉 澄 子 議員	10 番	實 友 勉 議員
11 番	大 上 正 司 議員	12 番	木 藤 幹 雄 議員
13 番	山 下 由 美 議員	14 番	岡 前 治 生 議員
15 番	山 根 昇 議員	16 番	藤 原 正 憲 議員
17 番	伊 藤 一 郎 議員	18 番	岩 蒨 昭 美 議員
19 番	小 林 健 志 議員	20 番	岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	畑 中 正 之 君	書 記	榎 谷 米 男 君
書 記 長	尾 紀 子 君	書 記	原 田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君

一宮市民局長 西山大作君
千種市民局長 山本繁君
総務部長 清水弘和君
健康福祉部長 秋武賢是君
農業委員会事務局長 上田学君
水道部長 米山芳博君
総合病院事務部長 広本栄三君

波賀市民局長 山本久男君
企画部長 伊藤次郎君
市民生活部長 大谷司郎君
産業部次長 前川計雄君
土木部長 神名博信君
教育委員会教育部長 福元晶三君
消防本部消防長 野崎信君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会の本会議に説明員として、出席通知のありました者の職・氏名に変更があります。お手元に配付しております議長あての報告書・写しのとおりでございますので御確認ください。

報告2、本日、市長から議案4件が提出されております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第61号議案、宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定についてを議題といたします。

当議案は、去る11月30日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

日程第1、第61号議案、宍粟市若者の海外研修等支援事業等基金条例の制定について、11月30日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、12月14日に第14回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第61号議案については、指定寄附をいただいた目的の趣旨に沿って制定される条例で、若者が海外研修等により国際的な視野や技能を身につけ、地域振興と住民福祉の向上を図ることなどを支援することを目的として制定されるものであります。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第66号議案～第67号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第2、第66号議案、平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてから、第67号議案、市道路線の認定についてまでを議題といたします。

当議案は、去る11月30日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) それでは、委員会の審査報告を行います。

第66号議案、平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について、第67号議案、市道路線の認定についてであります。

平成22年11月30日に審査付託のありました第66号議案、平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について及び第67号議案、市道路線の認定については、平成22年12月14日に第13回産業建設常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第66号

議案は、宍粟市農業共済条例の規定に基づき、農作物共済に3カ年連続加入し、被害がなかった、少なかった農家に対し無事戻し金を交付するものであります。

第67号議案は、生活道路として利用されている農道等の8路線について、地元自治会の強い要望により市道認定をするというものであります。これらすべて認定要件を満たしております。また、今後、拡幅改良を予定されている路線については、地権者の同意も得ているということでございましたので、審査の結果、第66号議案、農作物共済事業に係る無事戻しの実施について及び第67号議案、市道路線の認定についての2議案は適切と判断し、全会一致で可決しましたので報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第66号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第67号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第68号議案～第70号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)から、第70号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの3議案を一括議題といたします。

当該3議案は、去る11月30日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) それでは、御報告申し上げます。

日程第3、第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)について、11月30日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会の所管に関する部分について審査付託がありましたので、12月14日に第14回総務文教常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第68号議案のうち総務文教常任委員会の所管に関する部分については、先ほど審議いただきました若者の海外研修等支援事業に係る3,000万円を指定寄附いただいたことに対する受け入れと、基金会計への積み立て、さらに昨年の災害により被害を受けた福知溪谷休養センター等の建物損害共済金の4,105万8,000円の受け入れ、また、借り上げている教育用コンピューターの契約内容変更に伴う委託料2,760万円減額、これらに伴いまして、財政調整基金を3,008万8,000円積み立てることなどが主なものとなっており、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは報告をいたします。

第68号議案並びに第69号議案について審査報告をいたします。

平成22年11月30日に審査付託のありました第68号議案、宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分並びに、第69号議案、宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、平成22年12月14日に第13回民生生活常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第68号議案、宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分で、歳出の主なものは社会福祉費で「やすらぎ」のドア修繕料23万5,000円の増、障がい者自立支援費としてペースメーカーなどの装具に対する医療給付費1,017万円の増、新規加入事業所の増により外出支援サービス委託料360万円の増、グリーンエネルギー機器導入促進事業補助金、いわゆる太陽光発電に係る補助金1,200万円の増、ごみ収集業務委託料が入札減により3,100万円減であります。なお、太陽光発電施設補助金に対しまして、市内業者と市外の業者では差異があり、受益者の公平性に欠けるものではないかとの意見が出たことを申し添えておきます。

次に、第69号議案、宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成20年度と平成21年度とを合算した高額医療介護サービス費1,606万1,000円の増の歳出であります。

2議案とも適切であると判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を行います。

平成22年11月30日に審査付託のありました第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分及び第70号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、平成22年12月14日に、第13回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第10

4条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第68号議案関係で産業部関係は、事務費の確定による補正であります。また、土木関係は、急傾斜地対策事業や公共土木施設災害復旧事業の単独の小災害事業の追加による補正の増減であります。

第70号議案は、災害復旧工事の追加であります。

審査の結果、第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分及び第70号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、適切と判断し、全会一致で可決することに決しましたので報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第68号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第69号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第70号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第71号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第71号議案、波賀簡易水道施設整備事業(施設工事)原浄水場外請負契約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。

それでは、第71号議案、波賀簡易水道施設整備事業(施設工事)原浄水場外請負契約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、平成21年11月の臨時議会で議決をいただき、兵庫県姫路市網干区浜田1223番地の23、安田株式会社姫路支店と2億2,449万円で工事請負契約を締結し、事業を進めておりましたが、事業内容の変更が必要となりましたので、今回変更契約の提案をするものであります。

変更の内容としましては、今後の維持管理経費の節減や操作の一元化を図るため、制御盤改造や配管工事及び老朽化した機器等の改修工事を追加し、また、平成22年7月7日に実施されました龍野健康福祉事務所の立入調査で、浄水場のネットフェンスが低い上、老朽化していることから、改善の指導がありましたので、外部フ

ェンス延長 2 1 1 メートルについて、高さを 1. 5 メートルを 1. 8 メートルに、転落防止フェンス延長 7 5 メートルについて、高さ 0. 8 メートルを 1. 2 メートルにそれぞれ改修するものであります。

さらに、当簡易水道事業全体の残土受け入れ地について、地元協議を行なった結果、河川等への土砂の流出を防止するための工事が必要と判断しましたので、布団かご工や排水路工を追加するものであります。これらの変更を行うことによりまして、工事請負金額を 1, 7 3 4 万 7 5 0 円を増額し、変更後の工事請負金額を 2 億 4, 1 8 3 万 7 5 0 円に変更しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております第 7 1 号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第 7 1 号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 5 第 7 2 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 5、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第 7 2 号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

宍粟市は、過疎地域自立促進特別措置法第 3 3 条第 2 項の規定による「市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村」に該当しており、波賀町区域及び千種町区域が過疎地域とみなされております。この計画は、「人口の著し

い減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講ずることにより、地域の自立促進を図る」という本法律の目的にのっとり策定するもので、平成22年度から平成27年度の6カ年にわたる波賀町区域及び千種町区域の地域自立のための振興施策を計上いたしております。

この振興施策は、宍粟市総合計画において、まちの将来像として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けた六つの基本方針を過疎地域における自立促進の基本的な考え方といたしまして、「産業の振興」「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」「生活環境の整備」など九つの項目ごとに施策を展開することとし、具体的な取り組みを計上しております。

このたび、「宍粟市過疎地域自立促進計画」の策定に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定による議会の議決を求めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 既にもう、平成22年度の事業を進めながら平成27年度までの6年間の過疎自立促進計画というものが、ただいま議会に上程をされました。その件につきまして、6項目10点余りについての質疑を順次行いたいと思います。

今、市長のほうで申されましたように、この過疎自立促進計画そのものは、かつての過疎指定地域であった波賀、千種を含むということで、本市が過疎自立促進法に基づく適用を受けていると、こういうことでございます。おっしゃるとおり、市の総合的な総合計画の中における包含された北部、千種、波賀の格差の是正ということの主目的にこの事業案がまとめられたというように理解をいたします。これが単に過疎指定のあった千種、波賀の問題だけにとどまらないということは、お手元の議案書に附属します事業計画並びに事業費の概要というものを見ていただければおわかりのとおり、総事業費の概算、これのすべてが実施されるか否かは、これは種々事情が生じて具体的な検討がまたなされるということは当然であります。しかしながら、総事業費の概算は64億3,800万円に余る膨大な事業計画でございます。

そこで、まず検証を含めましてお尋ねしたいんですが、前期の平成17年、既に合併をスタートした時点で千種、波賀におきましては、それぞれの過疎対象事業というものを計上しており、それが新市に受け継がれたという事情もございますけれども、前期17年度から21年度に事業計画として掲げられた過疎事業の概算は幾らであったのか。それに対して、この前期の計画の期間でありました平成21年度までに実際に実施された事業の実績、事業費は幾らかということでございます。ここのいわゆる事業費の事業計画の中における実施事業の概算額の実績を見れば、本年を含めた6年間に計画されている64億余りの事業費のどれぐらいが、今後、本市の財政出費になるかということの推定が成り立つわけでございます。我々も常に頭の隅から離れないところは、本市がこういう起債に基づく事業を有利とはいえどもどんどん進めていって本当にトータル的に大丈夫かというのは、これは一番誰もが考えなければならぬ問題でございます。

そういった意味合いにおきまして、本市の今後本年を含めた6年間に、南部地域と現に格差があるから、その格差是正等、それを行うというのがこの過疎自立計画でございます。市長もお話しなさいましたように、波賀、千種と他地域との格差是正と、これが一番大きな目的でございますので、当然ながら国県の財政的な支援という措置があると、こういう理解の上に立って、前期の事業と今期との問題点をまず検証すべきであろうと思っておりますので、まずこの点を第1点としてお尋ねをいたします。

それから2点目は、一般質問の答弁で私自身はこの過疎計画というものの位置づけというのは、本市の中ですべての住民、あるいは議員の皆さん方の認知を受けた中で当然進めるべき事業だと思っておりますので、広い分野にわたる問題点、あるいはニーズ、優先順位、市長が言われる集中と選択というものの中でこの事業費がよく審査され、検証されるということが一番大事だということでございますので、そのことをただしたわけですが、いわゆる既に素案というものがパブリックコメントに供されておきまして、それに対していわゆる議会協議は、どの時点で、どういう形で行われるのかということをお尋ねをしましたところ、パブリックコメントの後に、それを受けて、いわゆるパブコメに供した素案そのものの修正も当然する、あわせて、それが終わった段階で議会協議の場づくりをする、それについてのどういう形であるかということについては市長と相談しながらというのが担当部局の答弁であったと思っております。

当然ながら、こうした事案は、これははっきり決定しているわけじゃありません

けれども、総務文教常任委員会に付託審査がされるのではないだろうか、あるいはその予定だろうというように思います。そうしますと、本期の会期末は22日でございます。本日からこの計画に掲げられました総合事業費の概算66億余り、そして、しかもここに包含されている分野は、御覧のとおり、すべての助成、当局の部局の方々にすべて関与する問題でございます。こういった事業の内容、あるいは正当性について、物理的に、そんな単事実でもってこの議案が十分に審査できるかどうかということについて大変心配をいたしております。当局の出された議案だから、ほい、結構だろうということならば簡単でございますが、私がちょっと自分なりに読ませていただいた中でも、あらゆる分野、もう御覧のとおり真っ赤になるぐらいいろいろな問題点、あるいはこれはどうなんだろうなというところがいっぱいございます。これを皆の協議に供しながら議会との協議を終えるということは、物理的に難しいんじゃないかということをおもっているんですが、ここらのことをどのように当局はお考えかと。いやいやそんなもん簡単だと、一日、二日あったら常任委員会では全部やってくれと、こういう安直な考えを、もしお持ちであるとすれば、それはいかがかなということも思いますんで、この時点で今上程されて、12月の議会の最終日に成案として期待をされているのかどうか。これが仮に12月の議会で成案議決ということにならなかった場合には、今、進めておられる予算編成、平成23年の予算のあらゆる部分にそごを来す恐れがあると。そういう意味におきまして懸念をするわけでございますが、この件に関して、いや大丈夫ということをお考えかどうかというのが次の質問でございます。

それから、次にお尋ねをしたいのは、前の質問のときにも当局がお示しをなされている過疎自立促進計画の策定のプロセスということでございますけれども、その中には、当然ながら市民局を中心に地域の動向調査を進める、あるいは、各種団体等のニーズとか要望というものも当然集約したという建前になってございますが、果たして本当にそういう時間的なものがあったのか、十分そういう時間をかけて市民局が自信を持って、あるいは責任を持って所管部局に対して、波賀、千種ともにこの素案づくりに寄与することができたかどうか。あるいはまた、これは前々の質問にお尋ねをしたときでございますけれども、まず、まちづくり協議会というものに大きな期待をされております。事実、まちづくり協議会の皆さん方もそれぞれの立場で地域のありよう、どうやってこの地域を勢いづかせ、いいものにするかということについて、たびたび協議もなさっておられるわけでございますけれども、このまちづくり協議会に少なくともこういう年次計画、長期計画に関する討議の場が実

際にあつて、そういうものを吸い上げた上でのこの案づくりになっているのかどうか。あるいは、既存の自治会長をはじめ各種団体、こういったところの要望も当然ながらあるわけですが、こうしたところに対しても目配り、気配りをされて、それがこの事業計画案の中に成果として集約されているかどうかと、この点でございませう。

それから、次のお尋ねは、市長は今、波賀、千種に現にある格差、社会基盤の整備を含めたいろいろな格差が現にあるから、過疎自立計画が必要だということ、この事業案をまとめたとき、こうおっしゃいましたけれども、その中に、これは細かく全部拾い上げておれば大変な質問、質疑になりますので、省略をしながら、この事業として上がっている中で、これがなぜ波賀、千種と他の地域との格差の是正ということに直接つながるのかなというようものが挙げられております。

その問題について三つ、四つ思いつくままに、まずお尋ねをしますが、6億2,400万円のいわゆる概算事業費が、これは失礼しました、訂正です。1億1,000万円の概算として上がっている中に、山林の地籍調査事業費というのが上がっているんですね。この地籍調査というのは、波賀もしくは千種が南部との格差是正にこの費用がどうつながるのかなと、どういうことなんだろうかと、こういうことを思います。66億円の中で1億1,000万円の事業概算費でもって山林の地籍調査事業をやるという、これと過疎自立促進事業計画との関連はどうあるのかということでございます。

それから中学校の、あるいは小学校の施設の改造・修理というもので、千種中学校の校舎、体育館、波賀小学校の体育館、千種南小学校の校舎あるいは体育館ということで、これで7億円ぐらいの事業費概算が上げられていると思うんですが、これは校舎の、あるいは体育館の施設の改造というのは、波賀、千種が南部の一宮あるいは山崎の学校園舎に対して特に劣っているから、過疎対策事業として行うというべき筋合いのものではないだろうと。現に南部においてもいわゆる耐震性の問題、あるいは老朽化の問題というようなものを基準にして改造計画というものがつくられて、あるいは進められているはずでございます。それがなぜ66億の中に1割強の事業費の配分でもって波賀と千種の学校施設の改造がそこにあえて上げられなければならないのかということの過疎事業との整合性、過疎自立措置法の趣旨からいってこれはどうなのかと。

あるいはまた、もう1点は、この平成21年度までの事業計画の参考資料によりますと、まさしくこれは北部と南部の格差是正のために挙げられたんであろうかと

思われておった事業がすぽっと消えているんですね。一例を挙げますと、教育の振興という大きな項目の中で、千種スポーツ公園整備事業、これは2万5,000平米の規模を持つ、2町5反の広さを持つスポーツ公園事業というのが概算総額で4億円と計上をされておったわけです。そして、年度区分で言いますと、平成21年度にこの事業が終わっている、去年までに終わっているはずの計画だったんですね。これが、どういう事情か、具体化されずに、そのまま前年度までの事業計画が終了したと。そして、平成22年度、今年度から平成27年度にかける6年間の事業計画にはこれがすっぽりと姿を消した。消すには消す事情もありましょうし、地元の要望がなかったと、そんな金使う必要はないというような話が当然出てきたのを本庁の所管でまとめられたということにならざるを得ない。いつ、どういう形で、それが、大きなウエートを占めていた事業がすぽっと当計画から消えたのか。

現実には、千種、地元においてはまちづくり協議会とか、あるいは各種団体の中で、少子、しかも高齢化の中で雪の期間も長い、野外は寒い、そういった中で本当にスポーツ公園整備というのが現実の問題として、どうなんかなというような話が出ているのも事実でございます。まちづくり協議会の中で、それが正式に議題として協議されたかどうかということは詳しくは知りませんが、これを千種には公民館も図書館もないし、手軽な集会所も狭いセンターちくさがあるだけだと、これでは生涯学習の拠点として、やはり南部に比べて随分と大きな格差があると。ならば、スポーツ公園もいいけれども、公民館とか小ホールあるいは集会研修施設、そういったものを総合的に取りまとめた、そういった施設のほうが現実的で、2万5,000平米の用地を求めてスポーツ公園をつくるよりも、より現実的ではないかと。そのほうが地域の高齢化した、あるいは人口減少の中の賑わいの拠点としてふさわしいんじゃないかというような声が上がっています。こういった声が現実に討議され、政策会議でもまれて、結果として上がらなかったのかという問題点でございます。

それから、あわせて前21年度までの契約の中で聞いているものに、北部地区文化施設の建設事業というのがあります。いろいろなものが三つ、四つあるんですが、合わせますと、やっぱり波賀、千種における北部の文化施設というものは、大きい小さいは別として明らかに格差がある。こういったものをそれぞれの機能をまとめるか分散するかは別としまして、いわゆる文化施設の必要性というものが前期計画の中には存在をいたしました。これを合わせますと3億余りの概算費用でもって計画されておったわけでございますけれども、少なくとも今申し上げましたものは、

明らかな格差の中での意欲的な計画として挙げられたものが、はっきり言って何ら実現はしなかったと。そして、なお悪いことは、それが今期計画にはすっぽりと抜けているということはこれは一体どういうことかということでございます。

最後は、これはこの事業計画のトータル的な捉え方、今後の進め方ということについて当局がどうお考えになっているのかということでございますけれども、先般、1週間ぐらい前に「過疎地域振興へ基金の創設」という、佐用町で過疎地域の自立振興基金を設立をすることが決定して、当12月議会に上程されているという報道がございました。ねらいとするところは過疎法の改正で、過疎債による財政支援の対象がソフト事業に拡大されたことを受けた措置で、2010年度一般会計補正予算から8,600万円を積み立てると。今後、積み立てることについては予算の示すところだということで、県の振興課の談話といたしまして、過疎債の使い道が広がり、今後も基金を設立する市町村が出てくると、こういうことを県の振興課のほうでは言っているようでございますけれども、政権も変わり、国の財政も大変厳しくなった。もうだめかなと言いながら過疎対策というのは時限立法で長く次々と変えられたんですが、いよいよ今度はもう本当に終わりかなということを想定して、先を見たのが佐用町のこの政策決定だと、こういうように私は思うんですが、そういう考え方、見解について、市としてはそういうことを検討もしくは考えられる余地があるのかなのか。いや、そういうものは項がなくなれば、それから先の話ではないということなのか、ここらは過疎自立計画を今後先に向けて、格差是正のために事業を進めていかれるという考え方の問題であろうかと思えますので、あえて自立計画の事業案が出された、この機に当局のお考えを承りたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 岩薮昭美議員の質疑に対し、順次答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。岩薮議員の御質問に対しての答弁をさせていただきます。

平成22年度を含む平成27年度間の今回の計画についてというふうな中での御質問の中で、平成17年から平成21年までの前半の部分の過疎対策事業の成果というふうなものの御質問がまずあったのではないかなというふうに思います。

133億円、約ですけれども、そんな中での事業計画でございます。そのうち5億6,719万9,000円という事業費の決算を見ております。それは、救急自動車の整備事業であったり、サイクリングロードの整備事業、道路改修、千種消火栓

の設置事業等々でございます。そのうち、過疎債を適用させていただいたものにつきましては25億1,110万円でございます。これが、前半の5年間の実施状況というふうなものでございます。今回、平成22年度から平成27年度間の総事業費の分でございますけれども、額といたしましては64億7,740万1,000円というふうなことでございます。これが6年間の計画であると、総合計でございます。また、過疎債の個別のソフト事業の分ですけれども、年間8,860万円を6年間計上させていただいております。

それから、2点目のパブコメについての御質問でございますけれども、非常に重要な案件につきまして、今後、私どももそのパブコメのあり方等につきまして説明をさせていただいたところでございます。それで、パブリックコメントにより市民意見の募集というふうなものを実施させていただいた、そのときにですけれども、遅くともパブリックコメントに付した時期以降、速やかに各所管部より常任委員会において素案の協議をまず行う。なお、計画が複数の所管、常任委員会にまたがる場合はそれぞれの委員会で説明協議を行う。また、所管委員会のみでの協議とするか、関係委員会すべてでの協議とするか否かは、議会のほうにおいて決定していただく。なお、委員会での事前の協議は議決案件については議案提案時に所管委員会の審議、採決を行われること及び最終的に議会により、主として意思が決定されることと、並びに議決案件以外の計画につきましては、長の執行権を確保する観点から、真摯な議論の場として委員会での決定事項等はないものの、素案を修正する方向で、こちらといたしましては調整をさせていただくというような一定のパブコメ以後と議会との協議につきまして、そういったものを考えさせていただきました。その後、議員協議会での協議ということで、議員協議会で説明、協議をする計画等につきましても上記と同様の考え方とするが、その実績については議会の判断によるものとするというふうに、こちらは考えさせていただいております。また、常任委員会の審査というものは、議決案件は付託審査、それ以外は所管事務調査というふうなことで、定例協議というふうな考え方ではないかなというふうに解釈をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、3番目の策定のプロセスはどうだったのかというふうなことでございます。この問題につきましてでございますけれども、これまでの地方債の発行というふうなものが地方財政法5条により、目的が普通建設業などの法の定めるものに限定されました。そういった中で、このソフト事業を含む過疎計画が非常にこちらといたしましては、どういうふうなものかというふうなことについての把握について

時間がかかりました。市民局長並びに所管の教育委員会が中心でございますけれども、それぞれのところへ6月の初旬にこういった計画を出していただくように要請をさせていただきました。7月の末に案を提出いただきまして、9月の末にまとめさせていただきます。10月7日にこのまとめたものを調整させていただく中で政策会議にかけさせていただきます、再度最終調整を10月14日、10月15日、10月22日、それぞれ波賀市民局、千種市民局、教育委員会に調整をさせていただいたとことでございます。そして、これでいいのかどうかというふうな確認を10月18日ですけれども、県へのソフト事業の確認ということでさせていただきます、11月5日、政策会議を再度かけ、11月10日から30日までの間、パブリックコメントで意見公募をさせていただいた次第でございます。

格差というふうなところでございますけれども、本日提案させていただいております資料の5ページからのところでございますけれども、いわゆる高齢化率であったり、また、1次産業、2次産業、3次産業の全市と、また、それぞれの過疎地域との違いというものに加え、私どもが考えておりましたのは、高齢化率というふうな部分も大きな格差になっていくんではないかというふうな中で、例えば、山崎が24.27%の高齢化率、今年の3月31日ですけれども、そんな中で波賀が32.17%、千種が33.01%、そういうふうな実態があるということ。それに加えて農業で見ますと、耕作放棄地の部分で放棄地率が14.1%というふうに市内全域ではなっておりますが、そんな中で山崎では10.6%、一宮では9.8%、また波賀では13.8%、千種では28.7%というような放棄地率というふうな状況が出ております。この資料には、掲載をさせていただいておりませんが、そういっただけの格差があるというふうな中で、今回、ほかにもいろいろな要件があるだろうと思っておりますけれども、そんな中での計画を立てさせていただいたところでございます。

また、教育施設の改修と、そういったものが過疎の計画との整合性というふうなものがあるのかどうかというふうなことでございますが、やはり、安心・安全であるということと、学校の条件整備というふうなものにつきましては、非常に重要であるというふうに考えておりまして、今回、教育施設につきましても計画に挙げさせていただきますというふうなところでございます。

それから、千種の運動公園並びに北部の文化施設部分でございます。それにつきましては、前回までの計画は計画期間内に過疎債を充当でき得る可能性のある事業を計画計上し、また計画素案を行政で作成し議決いただいたというふうに確認をしております。今回の策定に当たりましては、計画期間内に実現可能な事業を基本と

し、財政負担を考慮しながら計画計上したものであります。また、過疎地域の自立を地域住民とともに推進する観点から、パブリックコメントというふうなもので意見募集に努めてきたところでございます。なお、前回計画に搭載しながら、今回計上していない事業につきましては、旧町からの課題と捉えておりますけれども、その計画自体の具体化についての熟度と申しますか、今現在まだその辺についての協議がなされていない部分につきましては、今回計上しておりませんが、条件を整えば過疎計画を変更し、対応をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、佐用町の基金創設のことですけれども、ソフト事業について、どうというふうな部分でございますけれども、その部分についても今後計画変更をしながら、できるのかどうかということも、それで、いわゆる有効に使っていく方法の一つの手法として基金創設がふさわしいかどうかということは、今後検討させていただきたいなというふうに考えております。

それから、すみません。地籍調査の過疎債との整合性というふうな部分もお尋ねになったかなというふうに思っておりますが、今回、高齢化社会の中での地籍調査を完遂する意味では、きちっとした、そういった地籍図の整理が必要であろうというふうな観点から、いわゆる過疎地域における林業振興と申しますか、いわゆる財政を守るというふうな中で、この分野の事業については重要なことと申して計上をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 総体的な話としてもらったんですが、答弁漏れがあるんですが、全協での説明も考えているということですし、各常任委員会のそれぞれの分野についてはそれぞれ常任委員会に付託するということなのか、ここの確認ですが、まず、答弁の確認。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） いわゆるパブコメの件であろうというふうに捉えさせていただきまして、その範囲のところですけども、委員会での事前協議は議決案件については議案提案時に所管委員会の審議、採決が行われること、及び最終的に議会により市としての意思が決定されること、並びに議決案件以外の計画については長の執行権を確保すると。

失礼しました。いわゆる、資料の計画書の中の4ページの部分の高齢者。

○議長（岡田初雄君） ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 35 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

岩薮議員に対する答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） この過疎計画につきましては、十分審議いただきたいというふうなことで、その点につきましてはの取り扱いにつきまして、議会のほうと御相談を申し上げたいというふうな中で、よろしくお願ひしたいなというふうにご考慮しておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 今、物理的に大変だろうなというのが一番の懸念なんですね。だから、このところは、事業費が大変概算として大きなもので、簡単に認めて後は御自由にとすることはなかなかいかない。あるいはまた、地元の要望が必ずしも入っているという感じは私自身も持ちませんし、事実そういう声もまちづくり協議会とか、あるいは自治会長の中からも聞いてますんで、このところは本当に地に足のついた、いわゆる計画のための計画でない、しっかりしたものを着実にやっていたらいい、そして、いわゆる北部の格差是正に寄与するようにしてもらいたいと思います。

それで、もう一つ、これは十分に議会とやっていたら結構ですということなんですが、具体的には常任委員会とか全員協議会とかというようなことがお話がありました、どういうようなやり方を考えておられるんですか。それについて、もうちょっと具体的に言っていたらいいかと。慎重に十分に協議していただいたら結構ですと言ったって、22日はもうすぐそこへ来ていますし、常任委員会を開くにしても、物理的に日にちは限られてしまっているんですね。まさか議会の日程を延長するということまで話がいつているはずはありませんしね、どういう意味のことを言われたのかよくわからない。もうちょっとはっきり詳しくお願ひしたい。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を続けます。

答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） この件につきまして、十分議長と御相談申し上げて期間内に十分協議していただくということで、何とかお願いしたいなというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3問になっておりますので、はい、わかりました。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 全員協議会での説明ということは、あらかじめ私ども聞いています。その場合、これは各分野にわたる広範な事業計画なんですが、説明員としてはどうなんですか。市長以下全部局の方が全員協議会での協議に説明員として御参加をいただくのか、あるいは、いや、任しとけ、企画でどんと財政だろうが、林業だろうが、水道だろうが、教育だろうが任せということなのか、ここのもう一つ当局の考え方をお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） その説明員の件でございますけども、市長をはじめ全関係各部局長で対応していきたいというふうを考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。過疎の計画で委員会付託されるようですけども、特に市長の考えをお聞きしたいので質問しますけども、この間、ずっと過疎地の指定基準とか、そういうことが変わって波賀町も過疎地というふうな指定がされるようになりました。それで、この間見てきますと、千種も波賀もですけども、道の駅ができたりとか、スキー場ができたりとか、あと波賀でいいますと、東山のフォレストステーションができたりとかというふうなことで、観光地をつくることによって、それがある程度雇用に結びついてきたというふうな経緯があります。

それで、今回の計画、以前からのもそうなんですけども、過疎の計画は議会の議決対象になっておって、大変重要な計画の一つではあるんですけども、私が今までずっと見てきた感想では、いわゆる市の総合計画の事業メニューがそのまま過疎の計画の事業メニューに上がって、そして、その事業を実際に実施するときに、起債を過疎債に使うというふうな傾向があって、今言いましたような本当に過疎地を活性化させる事業に過疎債が充当されるというふうなことは、割と多くはなかったん

ではないかなという印象を持っております。

それで、今回の過疎の計画の6ページのところにも④として今後の見通しというふうなことで書かれておりますけれども、これについてもやっぱり同じなんですよね。医療福祉施策の推進とか、観光産業の底上げ、そして生活交通や道路網など、生活インフラの整備により雇用の確保と定住化が促進されることになって、そして過疎地域からの自立が図られることになるというふうなことが書かれておるんですけども、でも、実際今まで取り組んできて、なかなかその点が一番難しいわけで、そういうことから言うと、今回の6年間の過疎自立計画についても、どうやって、対象が千種と波賀だけになっておりますけれども、一宮の北部も含めて、いわゆる栄栗市の北部をどうしたら活性化させることができるのかとか、どうしたら高齢化が進む中でひとり暮らしや二人暮らしが増えていく中で、安心して暮らしていける、そういうまちづくりが可能なのかというふうな、そういうこの計画をしてみる限りではビジョンが見えてこないというふうに思うんですけども、その点市長は今回の計画は何を重点において、北部の過疎地をいわゆる自立させようとされておるのか、その点お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡前議員は私よりは詳しいかも知れませんが、もともとのこの過疎対策ということで、中心部からどれだけ離れているとか、あるいは人口が非常に減少していると、そういう中で地域振興に支障を来す、そしてまた、格差を広げていく、そういう中からこの過疎地域の指定というのが行われてきたわけです。これまでの過疎対策ということについては、ハードということで、今おっしゃったように、箱物だとか幅広い道路だとかいろいろやってきたわけでありまして。しかしながら、そういう中で果たして解消されたかということ、やっぱりここら辺は難しいところがあります。そういうことから、今回についてはソフト事業も入れていこうということでもあります。そういうことで、今おっしゃっておったような交通の問題でありますとか、福祉の問題、そういうことも今回入れていこうということにしているところであります。

過疎と格差是正ということではありますが、先ほども岩薮議員の質問に出ておりましたが、一つ一つを見てどこに格差があるんだとかいうことでなしに、全体の地域振興の中でやっぱり見ていくということでもあります。そういうことから考えて、今後このソフトも入っておりますので、それらも十分加味しながら、計画を推進をしていきたいと、このように思っています。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 先ほど、伊藤部長がおっしゃいました平成22年から平成27年までの総事業費については、64億7,740万1,000円となるとおっしゃいましたけれども、参考資料の7ページのところには総計64億3,840万1,000円となっております。3,900万円の差ほどの事業に出てくるのか、ここに載っておりませんが、お知らせいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 大変申しわけございません。資料の差し替え等々でこちらがミスをしておりました。大変申しわけございませんでした。

額につきましては、64億3,840万1,000円というふうなことでよろしくお願いたします。今回、これで訂正させていただきます。訂正でおわびを申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） お手持ちの部長の資料の中では、その金額が違ってきますけど、各事業の金額はこちらと同じなんですか。3,900万円もどっから差が出てきたんでしょう。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 議員さんがお持ちの、大倉議員のお手元に配付させておるのが正解の事業名でございます。事業数でもあります。事業計画であります。私の資料が間違っておりました。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

皆さん、お手持ちの資料が正しいそうでございますので、御確認をいただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。これで質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております第72号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第72号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第6 第73号議案～第74号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第74号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第73号議案及び第74号議案の補正予算の2議案について、一括して御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国において本年10月8日に、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」が閣議決定され、これに伴う国の補正予算の成立を受け、地域の目線に立った支援の拡充を図るため、地域活性化交付金が創設されたことから、その交付金、いわゆる「きめ細かな交付金事業」及び「住民生活に光をそそぐ交付金事業」、こういう名前がついているわけではありますが、これを推進するため並びに過疎地域自立促進特別措置法の改正を受け、新たに過疎計画を策定し事業を推進するため、それぞれ必要な予算措置を行うものであります。

最初に、第73号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともに4億5,795万6,000円を増額し、補正後の総額を243億8,455万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税の再算定による追加交付分、国の補正予算に係る地域活性化交付金、国土交通省河川改修事業に伴う市有地売却財産収入及び過疎債を主な財源といたしております。

歳出の主なものとしたしましては、「きめ細かな臨時交付金事業」として、観光施設改修事業、広域避難所整備事業、庁舎等改修事業、文化施設等改修事業及び有害鳥獣対策事業に、それから「住民生活に光をそそぐ交付金事業」として、環境教育推進事業、生活交通対策事業及び感染症対策事業にそれぞれ予算措置を講じてお

ります。

また、今回の緊急総合経済対策交付金事業につきましては、23年度までの繰越事業とし、繰越明許費を計上いたしております。

次に、財産管理費では、揖保川河川改修工事により職員駐車場の減少が見込まれるため、駐車場整備事業費を計上し、揖保川築堤整備事業に係る市有地売却収入につきましては、駐車場整備事業費への財源として充当した残額を公共施設等整備基金へ積み立てることといたしております。

過疎対策事業につきましては、平成22年3月に期限切れとなっていた過疎法が6年間延長され、また、一定の要件を満たすソフト事業にも過疎債が適用されることになったことから、当初一般財源で予算措置を講じておりました、該当地域での道路修繕事業、外出支援サービス事業、地籍調査事業、森林整備事業、消防施設整備事業など18事業の執行に係る所要額について、起債を財源とする財源更正措置を講じております。

また、交付税の単位費用増額などの再算定による交付税の増額や過疎債への更正などで生じた財源を活用し、後年度の負担軽減と公債費比率の改善を目的として、繰上償還金を増額補正をいたしております。

次に、第74号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、先ほど申し上げました国の補正予算に係る「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、感染症対策に取り組むこととし、具体的には、発熱外来診察室及び感染症対応救急処置室整備への予算措置を講じており、補正額は、収入、支出ともに3,000万円増額し、支出総額を44億1,404万5,000円といたしております。

以上、一括して説明を申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今回の補正については、国会のほうで可決されるかどうかというふうなところで、なかなかややこしかったと思うんですけれども、それで前回というか、去年と同じ名称で「きめ細かな交付金」、新しい名称で「光をそそぐ交付金」というふうなことになっておりますけれども、これについての事業メニューというのは示されておるとは思うんですけれども、どういうふうな事業

メニューが示されておるのか、資料があるのであれば提出をしていただきたいと思いますと思います。

それと、急いでつくられたから、こんなふうになっているのかどうかわかりませんが、歳出のほうで、例えば12ページなんかの工事請負費なんかでも大変大きくくりな工事費が出ております。そういう中で、具体的に事業名の一覧というふうなものが当然あって、その積算の上、5,000万円とか2,000万円とか5,600万円とかというふうな予算が計上されておるんだと思うんですけれども、その点お聞かせ、資料があるならば委員会でもいいですので、出していただきたいと思いますと思います。

それと、同じ12ページの中で、公共施設の整備基金の積立金4,690万円、これについても財源については交付金が充てられておるのか、それとも交付金ではなしに別の財源なのか、こういうふうな積み立てが可能なのかどうか。今までの今言いましたような事業の一覧があるのであれば出していただきたい。

それと、過疎債の特別事業ということで資料が配られておるんですけども、先ほども言いましたように、過疎債に充当しようと思えば、当然過疎計画に挙げておることが前提になってきますので、ここに書いてある事業、大変たくさんあって、今日見せていただいたので、本当に漏れ落ちなくその過疎の事業計画の中に挙げられておるのかどうか、その点だけお示しくください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

まず、今回の活性化対策交付金のメニューでございますが、最初の「きめ細かな」につきましては、前回と同様、電線地中化だとか、そういったハード事業が主でございます。それと「光をそそぐ」の分につきましては、やはり知的な面ということで、細かくはありませんが、一応具体的な目標自体は定められております。ただ、使用につきましては県のほうにこういったものに使用したいという枠配的なものでございますので、ある程度幅はあるということで御理解を願いたいと。その文書につきましては委員会でお示しをいたします。

2点目に、事業の明細書等でございますが、今回、総務管理費で一括して上げております。このことはこの事業「きめ細かな」分で、どう言いますか、合間のない、ずっと切れ目のない執行をするということで経済対策を講じなければならないことから、繰り越しに当然なっております。繰り越しをいたしますと、それぞれの項目、流用ができません。項を越えては流用ができないということで、せっかく配分

があった額を流さなければいけないとか、また特に急がない事業に充てなければならぬという弊害がありますので、今回は同一目に計上させていただいて、科目も工事請負とか、そういったことで枠で取っております。このことは、将来細かく積算をいたしました結果、いろいろなところに流用して全額有効活用できるようにということで、計上しているものでございまして、これにつきましても委員会には今のところの積算関係、事業名を示してお示しをしたいというように思っております。

それから、3点目、よろしいと言われたことかも知れませんが、公共施設の整備基金への積み立て、この財源につきましては、これも国の景気対策によりまして、国交省が河川改修で市の用地を買収してくれるのが前倒しになっております。その六千何がしの金額から余った分を積み立てるということになっておりますので、決して交付金を積み立てるものではございません。

最後に、過疎債の関係の充当振り替えをしています事業のメニュー、今回の計画に挙がっているのかということにつきましては、すべて挙がっているものの中から有効活用させていただくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 経済対策の交付金で資料の中にそれぞれ八つの事業名が書いてあって、総額で2億200万円というふうなことが出ておりますけれども、これの実際の詳細がわかる資料を是非出していただきたいなというふうに思います。

それと、この間、ペレットストーブというのが公共施設の中で大分設置されてきておりますけれども、小・中学校へのペレットストーブの導入というのが、果たして学校側の維持管理も含めて各教室の暖房はあるとしたら、恐らく玄関とかというふうなところに置かれるようになると思うんですけども、果たしてそういうふうな小学校への配置というのがなじむのかどうか、人目にはつくでしょうけども、教育的な意味もあるのかもしれませんけれども、そのあたりペレットストーブに力を入れられるのは悪いことではないかと思うんですけども、いろいろ管理も大変だというふうに聞きますし、そういう意味でどういう意味合いで今回小・中学校への導入を考えられたのか、その点わかりますか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 学校への配置ということではありますが、基本的には市のバイオマス事業とか、あるいは宍粟市の木質バイオマス利活用計画、そういったものに基づいてそれぞれの公共施設ということではありますが、担当して

おります学校につきましてのみの答えですので、私のほうからお答えさせていただきますが、既に御承知のとおり市内の小学校でも環境学習ということで、バイオマッスって何だろうと、こういったこともいろいろ学習をやっておりまして、そういった一環の中で、昨年度につきましては、三方小学校と千種東小学校に設置をしていただいております。基本的には、教室は、今、御質問のとおりであります。保護者でありますとか、地域の皆さんでありますとか、いろんな方がたくさん学校にも訪れることから、そういった先ほど言った木質バイオ等を含めて環境へのアピール、こういった概念の中で設置をしておると、こういう状況であります。

ちなみに、今回の補正計上通過後、またそういった観点の中で計画的に配置をしていきたいとこのように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 各細かい資料につきましては、先ほど申し上げましたように時間もございません。それから、項目自体も具体的に詰めがありませんので、一定のテーマ、いわゆる環境に対する配慮でございますとか、それから前の鳥取県知事が総務大臣になられている関係で知的というような、知の地域振興というようなことの大きな枠組みがございます。したがって、同目で設置をいたしまして、細かいところの執行については、それぞれ各委員会で各担当部局からこういうようなものに使うという具体的な説明はいたします。今回の委員会では大枠の取り組みの一覧表でもって御説明申し上げたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。ということは、12ページの22目の15節の工事請負費の1億5,600万円の細かい具体的な事業については、まだ未定やというふうに考えたらいいわけですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） そこに上げておりますように、観光にこれぐらいな、例えば5,000万円の枠とか、それから広域避難所関係には枠で2,000万円とかいう、大枠ではしておりますが、それを細かく何々が何千万という積算はこれからでございますので、そういった点、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっと土地の売払収入ということで6,600万円計上されておりますけど、また、地番ごとの面積とか単価についてはまた委員会を出して

いただきたいと思います。ちょっと今日のところは平均売払単価等について御説明を願います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） これは、この庁舎の東側の一定部分が河川改修に当たる部分を国交省に対して年次的に購入を願っております。単価につきましては、5万4,000円でございます。それと、面積は参考でございますが、今回に係る部分については1,226.14平米で、これによりまして全面積の関係部分は買収が終了するというところでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第73号議案から第74号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第73号議案から第74号議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の会議は、12月22日午前9時30分より開会します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（午前11時21分 散会）